

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件	五	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五七
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五	福島県病院局	
○道路の区域を変更する件	五二	○平成二十年年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	五五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件二件	五三	福島県警察本部	
公 告		○随意契約の相手方を決定した件	五五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	五七	○一般競争入札を行う件	五五
		正 誤	
		○平成二十年八月十二日付け号外第五十二号中	五九

告 示

福島県告示第五百八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十年八月二十九日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社フクシマエコテック 代表取締役 佐々木 功

福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田七二三番地

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田六八七番地ほか十七筆

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃プラスチック類
- 4 紙くず
- 5 木くず
- 6 繊維くず
- 7 動植物性残さ
- 8 ゴムくず
- 9 金属くず
- 10 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 11 鉱さい
- 12 がれき類
- 13 ばいじん
- 14 政令第二条第十三号に該当する廃棄物

五 申請年月日

平成二十年八月五日

六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

2 檜葉町環境防災課

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂五番地の六

3 富岡町生活環境課

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六二二番地の一

(産業廃棄物課)

福島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年八月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ福島南バイパス店 福島市黒岩字浅井十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 市道小倉寺大森線は道路改良により交通量の増加が予想され、また、市道天神沢口線においては、来客者が隣接するヨークベニマル南福島店への横断もすることから、それらに隣接する出入口については、構造等を十分検討し、歩行者、自転車等の事故防止のため、特に混雑が予想される場合には、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。

2 交通処理計画の中で、国道四号交差点滞留対策として小倉寺大森線との交差点手前で市道天神沢口線に迂回させる計画となっているが、天神沢口線には歩道がなく、近隣の小学校の通学路となっている。迂回させたことよって交通量が増加した場合、歩行者（児童）等の安全が危惧されることから、その点も踏まえた交通処理計画の検討をお願いしたい。

3 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応をお願いしたい。

4 騒音等に関して、仕様変更等により公害法規及び条例の届出対象となる機器を設置する際には、速やかに関係部署に届出すること。また、近隣住民等より騒音等の公害苦情が発生した際には、誠意をもって対応をお願いしたい。
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	変更後
双葉郡葛尾村大字野川 字蔵久一三三番四地先 から		八・〇〇 二二六・〇	一三二六・〇
	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)
			長

野川線	同 郡同 村大字野川 字蔵久一三三番三地先 まで	変更後	一七・〇〇 四七・〇	一三二〇・〇
-----	--------------------------------	-----	---------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第五百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
郷戸	河沼郡柳津町大字郷戸字居平	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長坂	同 郡同 町大字砂子原字長坂	急傾斜地の崩壊	
砂子原	同 郡同 町大字砂子原字居平	急傾斜地の崩壊	
黒沢2号	同 郡同 町大字黒沢字簾沢	急傾斜地の崩壊	
黒沢1号	同 郡同 町大字黒沢字前原	急傾斜地の崩壊	
前田	同 郡同 町大字大成沢字前田	急傾斜地の崩壊	
漆峠	同 郡同 町大字大成沢字広表	急傾斜地の崩壊	
芋小屋	同 郡同 町大字芋小屋字居平	急傾斜地の崩壊	
琵琶首	同 郡同 町大字琵琶首字居平	急傾斜地の崩壊	
滝沢	同 郡同 町大字郷戸字居平	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

石塚	岩崎	夏井	金洗	滝沢	琵琶首	芋小屋	漆峠	前田	黒沢1号	黒沢2号	砂子原	長坂	郷戸	区域名	天王沢川
同	同	同	大沼郡金山町大字川口字金洗	同	同	同	同	同	同	同	同	同	河沼郡柳津町大字郷戸字居平	区	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	域	郡南会津町和泉田字久保
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	現象の種類	土石流								
													土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
													区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃		
													次の図のとおり		

湯ノ平	三百刈沢2号	上の山沢	現燈沢	和平沢	ウソノ沢	晒場沢	大塩沢	田代鉾山沢	休場沢2号	横田沢	鮭立沢	越川沢	下在家沢	获付沢	茶淀沢	二本木	藤倉
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

天王沢川	同 田	同 郡南会津町和泉田字久保	土石流
糸沢	同 丸貝	同 郡同 町大字塩ノ岐字間	土石流
野々沢川	同 原	同 郡同 町大字小林字上川	土石流
又白沢	同	同 郡同 町大字布沢字沢田	土石流
井戸沢	同	同 郡同 町大字荒島字居廻	土石流
芦ノ沢	同	同 郡同 町大字長浜字居廻	土石流
倉谷沢	同	同 郡同 町大字黒谷字倉谷	土石流
天堂沢	同	同 郡同 町大字黒谷字白沢	土石流
長沢	同	同 郡同 町大字黒谷字玉島	土石流
岩下	同 岩下	同 郡同 町大字二軒在家字	急傾斜地の崩壊
下ノ山	同 岡	同 南会津郡只見町大字小林字上照	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第五百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	現象の種類	区域の範囲
大町	田村郡三春町字大町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渋池	同 郡同 町字渋池	急傾斜地の崩壊	
中町	同 郡同 町字中町	急傾斜地の崩壊	
北町	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	
新町	同 郡同 町字新町	急傾斜地の崩壊	
烏帽子石	同 郡同 町字烏帽子石	急傾斜地の崩壊	
荒町	同 郡同 町字荒町	急傾斜地の崩壊	
新町2号	同 郡同 町字新町	急傾斜地の崩壊	
新町3号	同 郡同 町字新町	急傾斜地の崩壊	
北町2号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	
北町3号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	
荒町2号	同 郡同 町字荒町	急傾斜地の崩壊	
丈六	同 郡同 町字丈六	急傾斜地の崩壊	
化粧坂	同 郡同 町字化粧坂	急傾斜地の崩壊	
大町2号	同 郡同 町字大町	急傾斜地の崩壊	
八島台	同 郡同 町八島台三丁目	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

八島台	大町2号	化粧坂	丈六	荒町2号	北町3号	北町2号	新町3号	新町2号	荒町	烏帽子石	新町	北町	中町	洪池	大町	区域名
同郡同町八島台三丁目	同郡同町大字大町	同郡同町化粧坂	同郡同町丈六	同郡同町荒町	同郡同町北町	同郡同町北町	同郡同町新町	同郡同町新町	同郡同町荒町	同郡同町烏帽子石	同郡同町新町	同郡同町北町	同郡同町中町	同郡同町洪池	田村郡三春町字大町	区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類
															原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
															区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第四百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年八月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人あいづ環境エネルギー会議
代表者の氏名
高谷 雄三
- 三 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市七日町九番七号
- 四 定款に記載された目的
この法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び協働・連携事業を行うことにより、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のもの、の利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
矢吹原土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 相楽 新平 須賀川市小倉字山吹六八番地

（農村計画課）

福島県病院局

公告第14号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年8月29日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
視能訓練士
- 2 試験期日
平成20年10月3日(金)
- 3 受験申込受付期間
平成20年8月29日(金) から同年9月24日(水) まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(病院総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第43号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるICカード化運転免許証作成機器の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
ICカード化運転免許証作成機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年7月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイデューシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
70,560,000円

- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(会計課)

福島県警察本部公告第44号

警察官等募集パンフレット制作業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 警察官等募集パンフレット制作業務 一式
 - (2) 委託業務の様態等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成21年2月27日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
 - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を告示する件(平成19年福島県告示第660号)第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (4) この公告に示した仕様と合致した業務又はこれと類似する業務について履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年9月9日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
 - 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
 - 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所

に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年 9月17日 (水) 午後 1時30分 福島県警察本部 入札室 (福島県福島市杉妻町 5番73号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

正 証

ページ	段	行	証
			正

○平成二十年八月十二日付け号外第五十二号中

一	下	後ろか ら一四	(3) 保健福祉部			
			対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法
			中央児童相談所	平成20年 6月10日	加藤 雅美 野崎 直美	職員調査年月日 平成20年 4月24日

所					
県中児童相談所	平成20年 6月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月17日
浜児童相談所	平成20年 5月29日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月23日
衛生研究所	平成20年 6月10日	加藤 雅美	野崎 直美	実地監査	平成20年 5月13日

(3) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
衛生研究所	平成20年 6月10日	加藤 雅美 野崎 直美	実地監査	平成20年 5月13日

環境対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
中央児童相談所	平成20年 6月10日	加藤 雅美 野崎 直美	実地監査	平成20年 4月24日
県中児童相談所	平成20年 6月10日	小松山善継	実地監査	平成20年 4月17日
浜児童相談所	平成20年 5月29日	加藤 雅美	実地監査	平成20年 4月23日

ページ	段	行	正	証
-----	---	---	---	---

○平成二十年八月十二日付け号外第五十二号中

二	上	一〇	(4)	(5)
	下	一一	(5)	(6)
	後ろか ら一〇		(6)	(7)
三	下	一五	(7)	(8)